

令和7事業年度株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の業務の実績評価について

総 務 省

1 実績評価の概要

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下「機構」という。）は、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的に、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成27年法律第35号。以下「法」という。）に基づき、平成27年11月25日に設立された株式会社である。

機構の業務の実績については、法第36条第1項において、事業年度ごとに評価を行うこととされている。このため、同項の規定に基づき、機構の令和7事業年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）における業務の実績について、次の観点から評価を行った。

- （1）支援決定等の実績
- （2）株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準（平成27年総務省告示第412号。以下「支援基準」という。）への適合状況
- （3）投資実行後の取組
- （4）法第30条第1項に基づき総務大臣が認可した予算の執行実績
- （5）「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成25年9月27日 官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定。以下「ガイドライン」という。）に基づく検証の一環として設定したKPI（事後検証可能な指標）の進捗・達成状況

2 個別の項目に対する評価

（1）支援決定等の実績

平成27年11月25日の設立以降、機構は業務の遂行に必要な体制の整備を進めるとともに、通信・放送・郵便の各分野における案件の発掘・組成に取り組み、令和7事業年度は別紙1に掲げる事業6件に対して支援決定（支援決定額：約747億円）を行うとともに、過年度に支援決定を行った案件を含め、約380億円の投資を実行した。

令和3事業年度まで（機構の設立年度を除く）の事業年度当たりの平均支援決定件数が1.5件であるのに対し、令和4事業年度以降の事業年度当たりの平均支援決定件数は約4.8件であり、支援基準の改正等により支援件数は引き続き増加傾向にある。

また、機構においては、令和4事業年度からエコシステム構築（各種団体への加入等）を集中的に推進し、経済団体・業界団体を通じた発信力強化、認知度向上を図るとともに、投資担当部署等の増強・体制整備を進めてきた。これらの取組も支援決定件数の増加に繋がってきているものと評価する。

機構に対しては、政策的意義や長期収益性の確保、特定の事業者への支援の偏り等に留意しつつ、引き続き案件の発掘・組成に努め、着実に投資実績を積み上げていくことを期待する。

また、機構は、令和7事業年度は別紙2に掲げる事業1件についてEXITを行ったところ、引き続き着実に投資回収実績を積み上げていくことを期待する。

（2）支援基準への適合状況

機構は、法第25条第1項の規定に基づき、総務大臣が定める支援基準（別紙3）に従い、海外において行われる通信・放送・郵便事業への支援を行っている。

なお、総務省は、法附則第4条の規定に基づき、施行後5年を目処とした法の施行状況についての検討を行い、その検討結果を令和3年11月に公表した。また、当該検討結果を踏まえて令和4年2月に支援基準を一部改正するとともに、同年3月には支援基準の一部改正を受けて、機構がファンドへのLP出資を実施するに当たっての考え方について機構宛てに通達（「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構によるファンド出資の考え方について」（令和4年3月31日付け通達。以下「LP出資に関する通達」という。別紙4））を発出した。

機構に対しては、政策的意義や長期収益性の確保、投資規律、公的機関や民間事業者との連携等に留意しつつ、引き続き支援基準等に従って対象事業の支援を着実に実施していくことを期待する。

令和7事業年度における機構の実績について、支援基準に規定する「支援の対象となる対象事業が満たすべき基準」及び「対象事業支援全般について機構が従うべき事項」への適合性は以下のとおり評価している。

ア 支援の対象となる対象事業が満たすべき基準と機構の実績

機構が対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定するに当たっては、「支援の対象となる対象事業が満たすべき基準」における各項目を満たしていることを確認しており、また、総務大臣が支援決定の認可を行うに当たっては、総務省において適合性の審査を実施しているところ、機構が令和7事業年度に支援決定を行った案件は、支援基準に適合していると認められる。

イ 対象事業支援全般について機構が従うべき事項と機構の実績

① 運営全般	機構が支援対象とする海外の通信・放送・郵便事業は一般に規制分野であり、日本企業が海外でこれらの事業を行うに当た
--------	---

	っては、一般的なビジネスリスクに加えて、突然の政策や制度の変更等の規制分野であるが故の特有のリスクが存在している。 このような背景から、海外において通信・放送・郵便事業を行う日本企業を支援するため、機構は、資金供給に加えて在外公館等と連携して相手国政府への働きかけを行う等、金融面と運営面の両面から、既存の民間機関では対応できない官民ファンドならではの支援を行っている。その他、地方銀行からの若手出向者の受け入れを通じた地方人材育成、財務省・総務省への対象事業状況報告（年2回）等を通じた対象事業の状況等の報告等の取組を実施している。
② 投資規律の確保	機構は、社内規程に基づき、投資戦略部を中心に各種社内会議体において検討を重ねた上で、社外取締役を含む海外通信・放送・郵便事業委員会において対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定することとしており、事業を推進する機能と事業性を判断する機能のバランスに留意した体制を構築し、投資規律を確保している。 また、機構は、財務諸表や支援基準、支援決定を行った案件の事業概要を機構のウェブサイトに掲載するほか、財政投融资分科会及び官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議・幹事会において機構の直近の活動状況を公表する等、適切な情報開示を継続的に行っている。 その他、機構がファンドへのLP出資を行う場合においては、LP出資に関する通達に掲げる要件を全て満たしており、政策目的を踏まえた適切な投資が行われることを契約により担保している。また、投資後のモニタリングを通じて、適切にフォローアップを行っている。
③ 機構の長期収益性の確保	機構は、投資額を上回る収益を確保することを目標に、収益性に係るKPIを設定し、その達成に向けて業務を遂行しており、長期収益性の確保に努めている。 また、個別の支援案件に対しては、投資先から事業の進捗状況や財務状況を定期的に聴取するとともに、取締役会に参加すること等により、適切にモニタリングを行うとともに、対象事業に対する事業参画・運営支援を行っている。
④ 機構への民間出資者	機構への民間出資者は、通信・放送・郵便事業に関わる民間

等との関係	企業 22 社から構成されており、機構の中立性及び幅広い民間出資者等が確保されている。また、定期株主総会等において、機構の業務執行の方針について、民間出資者等から意見聴取を行い、機構の運営に反映させている。
⑤ 政府の関係施策との連携	「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）において、「AI を始めとするデジタル関連市場が世界的に拡大する中、いわゆるデジタル赤字の分野に加えて、資金決済等の金融サービスや知財等使用料を含め、我が国のデジタル関連サービス全般の海外展開を促進し、デジタル関連収支の改善を目指す。スタートアップを含む日本企業の海外展開を政府一体で支援するため、2030 年に 45 兆円の受注額を目指す『インフラシステム海外展開戦略 2030』を推進する。在外公館を活用した官民連携、公的金融の支援機能及び貿易保険のリスク対応能力を強化する。」とされている。 また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）において、「『インフラシステム海外展開戦略 2030』に基づき、引き続き官民の連携を強化し、2030 年における海外でのインフラシステム受注額 45 兆円の目標達成に向けて同戦略を着実に実施する。」とされている。 加えて、「インフラシステム海外展開戦略 2030」（令和 6 年 12 月 24 日経協インフラ戦略会議決定）において、「デジタルインフラのうち、携帯電話（5G）については、有志国企業の異なるベンダーの機器を自由に組み合わせて基地局ネットワークを構築できるようにするシステム（Open RAN）を含む先端技術について、同志国と連携して 5G のネットワークシステムにかかる信頼性や安定性、開放性の重要性を広めつつ、各国での実証事業や海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）による伴走支援等を通じ、6G の規格の確定を待たずに日本製品のグローバル市場への浸透を図る。（中略）また、爆発的に増加する AI の需要等に対応するため、データセンターや海底ケーブル等のデジタルインフラ、電力インフラについては、グローバルサウス諸国との連結性を強化する観点からも、同志国等と連携しつつ整備を推進する。」とされている。 機構は、これらの政府戦略を踏まえつつ業務を遂行していると認められ、また、案件の発掘・組成を進めるに当たっては、

	総務省や在外公館をはじめとする政府機関、その他関連機関等と協力しており、政府の関係施策と連携した運営を行っている。
--	---

(3) 投資実行後の取組

機構は、支援案件について、複数の視点からモニタリングを行っている。まず、支援案件の検討を行う投資戦略部において、投資先事業者・共同出資者等との継続的なコンタクトや必要に応じた現地訪問を通じ、事業進捗の状況や政策的 KPI の達成状況、投資収支等のモニタリングを随時実施するとともに、支援案件の管理を行う投資管理部において、投資戦略部のモニタリング状況を踏まえつつ、機構の経営・財務の健全性の確保の観点からモニタリングを実施している。

また、機構は、取締役等で構成されるモニタリング会議を設置しており、原則四半期に1回開催して各支援案件のモニタリング指標の充足状況を確認することとしている。令和7事業年度においては、同会議を四半期に1回以上開催しており、適切に業務を遂行していると認められる。

機構は、これらのモニタリングを踏まえて、支援案件に係る営業投資有価証券等を適正に評価し、事業報告及び計算書類に反映させている。

機構に対しては、引き続き支援案件のモニタリングを徹底し、投資先事業者の財務状況や事業運営に深く関係する現地・国際情勢等の変化に適時適切に対応し、リスク管理を着実に実施することを期待する。

(4) 法第30条第1項に基づき総務大臣が認可した予算の執行実績

機構は、毎事業年度の開始前に当該事業年度の予算を総務大臣に提出し、その認可を受ける（法第30条第1項）とともに、毎事業年度終了後3月以内に当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を総務大臣に提出する（法第32条）こととされている。

今般、総務大臣が認可した令和7事業年度予算と機構の実績の主な項目を対照したところ、表1及び表2のとおり、いずれも総務大臣から認可された予算額の範囲内であり、機構は予算を適正に執行していると認められる。

機構に対しては、予算を有効に活用して着実に投資実績を積み上げるとともに、引き続き経費の削減に努め、効果的かつ効率的な予算執行に努めることを期待する。

ア 機構の令和7事業年度の収入

<出資金収入>

令和7事業年度の出資金収入は、40,000,000千円であり、全額が政府出資金であった。政府出資金の決定済額は予算額の範囲内であり、特段の問題は認められない。

<事業収入>

令和 7 事業年度の事業収入は、4,641,255 千円であり、内訳は、前期までに支援決定を行った案件に係る出融資の配当金及び利息収入、一部案件の Exit による回収等であった。予算額 9,125,000 千円の内訳には、機構が実施している為替ヘッジの清算に伴う収入を含んでいたが、実際には円安の影響により当該収入は生じなかったため、事業収入実績は予算額を大幅に下回っている。機構に対しては、引き続き、長期収益性の確保に留意しつつ案件の発掘・組成に取り組むとともに、支援案件のモニタリング・ハンズオン支援に努め、事業収入を拡大していくことを期待する。

イ 機構の令和 7 事業年度の支出

<出資金及び貸付金>

令和 7 事業年度の出資金及び貸付金は、37,978,377 千円であり、支援決定を行った案件に対し、予算額の範囲内で出融資を行っている。機構に対しては、引き続き、政策的意義の観点や長期収益性の確保に留意しつつ案件の発掘・組成に努め、着実に投資実績を積み上げていくことを期待する。

<事業諸費>

令和 7 事業年度の事業諸費は、1,459,444 千円であった。いずれの項目においても予算額の範囲内であり、特段の問題は認められない。

<一般管理費>

令和 7 事業年度の一般管理費は、1,747,434 千円であった。いずれの項目においても予算額の範囲内であり、特段の問題は認められない。

表 1 令和 7 事業年度の収入に係る予算額と決定済額（単位：千円）

科目	予算額	決定済額
(款)出資金収入	50,000,000	40,000,000
(項)政府出資金	50,000,000	40,000,000
(款)借入金	10,000,000	0
(款)社債発行収入	12,000,000	0
(項)政府保証債発行収入	12,000,000	0

(款)事業収入	9,125,000	4,641,255 57,981
(款)その他	-	
合計	81,125,000	44,699,236

表 2 令和 7 事業年度の支出に係る予算額と決定済額（単位：千円）

科目	予算額	決定済額
(項)出資金及び貸付金	62,000,000	37,978,377
(項)民間借入金返済費	10,000,000	0
(項)事業諸費	6,726,686	1,459,444
(目)事業諸費	6,041,370	1,006,734
(目)調査費用	586,279	365,350
(目)旅費	37,307	25,630
(目)支払利息	61,730	61,730
(項)一般管理費	1,902,281	1,747,434
(目)役職員給与	688,484	603,136
(目)諸謝金	38,386	37,822
(目)事務費	1,174,792	1,105,554
(目)交際費	1,219	922
合計	80,629,567	41,185,255

(5) ガイドラインに基づく検証の一環として設定した KPI の進捗・達成状況

機構は、官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議・幹事会において、ガイドラインに基づき収益性や波及効果に係る KPI を設定しており、令和 12 年度に開催される予定の同会議・幹事会に報告する KPI の進捗・達成状況は表 3 のとおりである。

機構に対しては、引き続き、KPI の見直しを適時適切に行い、次回マイルストーン到来期である令和 12 年 3 月の成果目標の達成に向け、今後も着実に投資実績を積み上げていくことを期待する。

表3 令和7事業年度末時点におけるKPIの進捗・達成状況

KPI	令和7年度 実績	次回マイルストーン (令和12年3月)
○ 政策目的 日本企業が海外にて行うICT事業等への 投資額	1,536 億円	1,365 億円
○ 民間企業との連携 機構の支援対象事業に対し、共同投資や 経営参画等を通じて経営支援を実施した 民間企業等の累計数	71 社	73 社
○ 呼び水 民間からの投融資額／機構からの投融資 額	(出融資の合計)7.0 倍	3.9 倍
	(出資のみ)6.2 倍	3.9 倍
○ 累積損益	▲114 億円	▲98 億円

3 総括

本評価では、機構の令和7事業年度における業務の実績について評価を行った。

機構は、支援基準に従って業務を遂行し、令和7事業年度に計6件、約747億円の支援決定を行い、約380億円の实投資を行った。また、令和7事業年度の機構の収入及び支出については、いずれも総務大臣から認可された予算額の範囲内であり、その執行に特段の問題は認められない。ガイドラインに基づく検証の一環として設定した各KPIについては、マイルストーンである令和7年3月において目標値を達成しており、引き続き、次期マイルストーン（令和12年3月）における目標達成に向け、適正に業務を遂行していくことを期待する。

機構に対しては、引き続き業務の遂行に必要な社内体制の充実を図りつつ、公的機関、民間事業者、他の官民ファンド等との連携を一層深めて案件の発掘・組成に努め、着実に投資実績を積み上げていくとともに、投資実行後においてはモニタリングを行い、法や支援基準、ガイドライン等に基づき適正に業務を遂行していくことを期待する。

(別紙1)

令和7事業年度に機構が支援決定を行った事業の概要

(1) インドネシアにおけるインドアキャリアニュートラルホスティング事業の高度化支援

項 目	内 容
民 間 出 資 者	dhost Global 株式会社
支 援 決 定 日	令和7年6月17日
支 援 決 定 額	最大10億円
事 業 概 要	現地携帯キャリアから設備調達した屋内アンテナ設備について5G等への高度化を行い、また、当該設備の運用メンテナンスとともに複数の通信キャリア向けにサービスを提供するもの。5G等の次世代通信に関わる設備構築及び運用に係る知見を獲得することで、東南アジア地域の周辺国への5G等の横展開の契機とする。

(2) 米国におけるCO2排出量管理・脱炭素支援クラウドサービスの拡大支援

項 目	内 容
民 間 出 資 者	アスエネ株式会社
支 援 決 定 日	令和7年8月22日
支 援 決 定 額	非開示
事 業 概 要	米国の気候変動関連技術企業に対して出資を行うことで、我が国事業者のエネルギーマネジメント技術を強化するとともに米国の気候変動関連技術企業の顧客基盤を活用し米国での迅速な事業拡大を図るもの。我が国のスタートアップ企業の国際競争力に貢献し更なるグローバル展開に向けた端緒とする。

(3) 米国におけるデータセンターの整備・運営事業

項 目	内 容
民 間 出 資 者	TC Global Investments Americas LLC、NTT Global Data Centers Americas, Inc.
支 援 決 定 日	令和8年1月20日
支 援 決 定 額	最大340百万米ドル
事 業 概 要	米国においてデータセンターの整備・運営事業に参画するもの。巨額かつ投資回収までが長期にわたる設備投資が必要となるデータセ

	ンター事業に JICT が出資により参画することで、データセンターの整備・運営のノウハウや技術等を有する我が国事業者の海外事業展開を加速させ、更なる国際競争力の強化に貢献する。
--	--

(4) 日本・マレーシア・シンガポール間海底ケーブルの整備・運営事業

項 目	内 容
民 間 出 資 者	NTT リミテッド・ジャパン株式会社、住友商事株式会社、JA 三井リース株式会社 他
支 援 決 定 日	令和 8 年 1 月 23 日
支 援 決 定 額	最大 73 百万米ドル
事 業 概 要	国際通信トラヒックの急激な増大を背景とした大容量の通信回線の需要に対応するため、我が国企業が対象地域における海底ケーブルの整備・運営を行うもの。我が国企業の国際競争力の強化に資するとともに、経済安全保障の確保にも貢献する。

(5) 英国における買収を通じたオートローン AI プラットフォーム拡大事業

項 目	内 容
民 間 出 資 者	伊藤忠商事株式会社
支 援 決 定 日	令和 8 年 2 月 12 日
支 援 決 定 額	最大 28 百万英ポンド
事 業 概 要	英国において AI を活用したマッチングシステムに強みを有するオートローンのオンラインブローカープラットフォームを展開する企業に対して、AI 活用に係るノウハウを更に取り入れることで、AI を活用した高度な金融 ICT サービスの展開を企図するもの。AI を活用した ICT サービスに係る我が国事業者の国際競争力の強化に貢献する。

(6) 米国における自動運転社会実装事業

項 目	内 容
民 間 出 資 者	NTT 株式会社 等
支 援 決 定 日	令和 8 年 2 月 25 日
支 援 決 定 額	最大 10 百万米ドル
事 業 概 要	米国で自動運転システムを開発する企業に対して出資を行うことで、同社の自動運転システムを活用した自動運転サービスの社会実装の支援を行うもの。通信安定化技術、遠隔監視等の高度 ICT 技術

	の海外展開の促進により、自動運転分野における我が国事業者の国際競争力の強化に貢献する。
--	---

(別紙2)

令和7事業年度に機構がEXITを行った事業の概要

(1) ミャンマー連邦共和国における放送番組制作設備・スタジオ設備整備及び放送コンテンツ提供事業

項 目	内 容
民 間 出 資 者	株式会社日本国際放送 等
支 援 決 定 日	平成30年3月9日
支 援 決 定 額	最大14百万米ドル
事 業 概 要	ミャンマー連邦共和国において、現地企業と共同で新会社を設立し、放送番組制作設備・スタジオ設備の整備及び放送コンテンツの提供を行う事業
E X I T 概 要	日本製の放送番組制作設備・スタジオ設備の輸出と日本の番組制作ノウハウの輸出を支援するとともに日本のドラマやアニメなどのコンテンツの放送が行われ、放送品質を向上させるとともに現地での日本に対する興味や親近感を呼び起こすなど、一定の役割を果たしたことを確認し、EXITを実施。

(別紙3)

○株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準

平成27年11月30日総務省告示第412号

令和4年2月14日号外総務省告示第34号（一部改正）

機構が対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を次のとおり定めることとする。

1 支援の対象となる対象事業が満たすべき基準

機構の支援の対象となる対象事業は、次の(1)から(4)までに定める基準をいずれも満たすこととする。

(1) 政策的意義

① 我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験が活用され、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大に通じるものであること。

② 次に掲げる事業のいずれかを行おうとするものであること。

ア 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する対象事業のうち、海外において行われる通信・放送・郵便事業であって、通信・放送・郵便に係るインフラの整備及びその運営若しくは維持管理を行うもの又はICTサービスを提供するもの

イ 法第二条第二項に規定する対象事業のうち、海外において行われる通信・放送・郵便事業を支援する事業

③ 海外における需要の開拓又は事業の円滑な運営のために、機構による支援が有効であると見込まれるものであること。

④ 我が国の外交政策及び対外経済政策との調和がとれているものであること。

(2) 民間事業者のイニシアティブによる運営

① 機構と協調して、民間事業者から対象事業者に対して出資等の資金供給が行われること。

② 民業補完性に配慮し、機構が我が国の事業者との間で対象事業者への最大出資者とならないこと。ただし、機構が我が国の事業者との間で最大出資者となることが一時的であると認められる場合は、この限りでない

(3) 対象事業の長期収益性の確保

① 対象事業が公的な資金による支援を受けることに鑑み、対象事業を効率的、効果的かつ確実に実施する体制を確保する等、対象事業者が適切な経営責任を果たすことが見込まれること。

② デューディリジェンスを通じて、長期的には利益が確保できると見込まれるものであること。

③ 支援決定を行ってから一定の期間以内に、機構が保有する対象事業者に係る株式等の譲渡その他の方法による資金回収が可能となる蓋然性が高いものであること。

④ 外部要因等により撤退を余儀なくされる場合に備え、対象事業者が、関係者との間で、あらかじめ撤退に関する取決めを行っていること。

(4) 他の公的機関との関係

機構と株式会社国際協力銀行、独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人日本貿易保険をはじめとする他の公的機関との間で十分な連携の下で適切な役割分担が行われていること。

2 対象事業支援全般について機構が従うべき事項

機構が対象事業支援を行うに当たっては、次の(1)から(5)までのいずれにも従うこととする。

(1) 運営全般

① 機構の支援は公的な資金を活用するものであることに鑑み、政策目的に沿って効率的に運営すること。

② 民間事業者の事業活動を後押しする視点を踏まえ、民業補完に徹すること。

③ リスクが高く民間事業者のみでは十分な実施が困難な事業に対し、他の公的機関を含む関係者間で適切なリスク共有を図りつつ資金供給を行うこと。

④ 民間事業者の人材・ノウハウを活用すること等を通じて、支援に必要な体制を構築すること。

また、将来民間事業者で活躍できる事業創造の核となる人材の育成に努めること。

⑤ 現地における我が国公的機関と連携し、対象事業の円滑な運営のため、相手国政府・民間事業者その他関係者との交渉・調整を行うこと。

⑥ 国に対し、対象事業の状況等について適時・適切に報告すること。

⑦ 新規及び継続中の対象事業について支援継続の必要性等を事業年度ごとに検証し、その検証結果を踏まえ、必要に応じ、当該対象事業への支援及び投資全体の運用方針を適切に見直すこと。

⑧ 投資に係るリスクを継続的に把握・評価し、専門人材の確保を含めたリスク管理のための体制を整備した上で、適切なリスク管理を行うこと。併せて、コンプライアンスリスクの管理も十分に行うこと。

(2) 投資規律の確保

① 情報の取扱いについては、競争に与える影響等を踏まえ、適正に行うこと。その上で、適切な情報開示を継続的に行うことで、国民に対する説明責任を果たすこと。

② 事業を推進する機能と事業性を判断する機能のバランスの取れた適切な体制を構築すること等を通じ、投資規律を確保すること。

③ 民間事業者の慣行を踏まえ、投資プロフェッショナルをはじめとする機構の役職員の報酬を業績と連動させる等、機構の役職員が責任をもって業務を行う体制を整備すること。

④ 投資事業を行う組合等を経由した支援を行う場合においても、政策目的を踏まえた適切な投資が行われるよう契約により担保するとともに、適切にフォローアップを行うこと。

(3) 機構の長期収益性の確保

① 個別の対象事業支援を通じて得られる総収入額が、長期的に必要な総支出額（出資者に対する適切な配当を含む。）を上回るよう、事業年度ごとに進捗状況や収益性を適宜評価しつつ、長期収益性を確保すること。

② 対象事業の収益が悪化した場合に、その改善に向けた措置を尽くすこと。それでもなお改善が見込めない場合には、対象事業者を含む第三者への保有株式売却等の方策を検討すること。

③ 対象事業には想定していた需要を確保できずに採算割れを招く「需要リスク」が存在することを踏まえ、投資案件が特定の事業類型に過度に偏ることがないように、機構の目的の範囲内における投資の中で適切な分散投資を行うこと。

④ 民間事業者と連携・調整の上、必要に応じて機構の役職員又は外部の専門家を派遣する等、適切に対象事業に対する事業参画・運営支援を行うこと。

(4) 機構への民間出資者等との関係

① 機構への民間出資者等の構成について、機構の中立性及び幅広い民間出資者等を確保する観点から適切なものにすること。

② 機構の業務執行の方針について、必要に応じ、機構への民間出資者等から意見聴取を行い、機構の運営に反映させること。

(5) 政府の関係施策との連携

① 効率的・効果的に対象事業の支援を行う観点から、必要に応じて、関係省庁、地方公共団体、政府関係機関、対象事業に関連する官民ファンドその他関係者と相互に連携を図り、守秘義務に留意しつつ、情報交換等に取り組むこと。

② ベンチャー企業や地域経済を支える民間事業者への支援にも配慮すること。

○株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構によるファンド出資の考え方について

(通達)

令和4年3月31日付け総国戦第57号

JICT によるファンド出資の基準

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下「JICT」という。）が、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準（平成27年総務省告示第412号）1（1）②イに規定する海外において行われる通信・放送・郵便事業を支援する事業のうち、ファンドへの出資を行うにあたっては、以下の要件を全て満たすこととする。

- (1) JICT がファンドに出資するにあたっての形態は、LP（有限責任）とすること。
- (2) JICT が我が国事業者との間で投資先のファンド（以下、「JICT 出資ファンド」という。）への最大出資者とならないこと。ただし、JICT が我が国の事業者との間で最大出資者となることが一時的であると認められる場合は、この限りでない。
- (3) 次の事項を投資契約・サイドレター等の手段において担保すること。
 - (ア) JICT 出資ファンドの投資案件総額において、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成27年法律第35号。以下「機構法」という。）第1条の目的及び第2条第1項に規定する対象事業に合致する案件への投資総額の割合が、JICT によるファンドへの出資割合以上となるよう投資を行うこと。
 - (イ) JICT 出資ファンドの適切な運営を確認するため、投資状況について報告を求めること又は投資委員会等に JICT がオブザーバーとして出席する機会等を確保すること。
 - (ウ) JICT 出資ファンドが、投資先事業に対してハンズオン支援を行える態勢となっていること。また、ファンドマネージャーがファンド活動期間中を通してその活動に関与していること。
- (4) JICT 出資ファンドの投資状況を機構法第16条に規定する海外通信・放送・郵便事業委員会に定期的に報告する等、政策的意義・収益性の状況を確認できる態勢とすること。

【補足】JICT による LP 投資対象のイメージ

- 我が国事業者の進出が進んでいない特定の分野・地域等への海外展開を促進するにあたって、必要となる専門的知見・ネットワーク等を有するファンドへの投資
- 政策的意義が高いものの、ベンチャー企業等が行う事業のように、単一の事業としては比較的风险の高い事業への投資を専門的に行うファンドへの投資
- 地域経済を支える民間事業者の海外展開に資するファンドへの投資 等